

### 3 火遊び

【関連章第3章3】

#### 事例 「ライターで火遊びをして出火した火災」

出火時分 1月 16時ごろ

出火場所 公園内

被害状況 枯草 5㎡

#### 概要

この火災は、公園の敷地内で出火したものです。

出火原因は、公園で遊んでいた小学生の少年が、落ちていたライターを使用し、足元の枯草に火をつけて遊んでいたため、出火したものです。

帰宅途上に公園付近を通りがかった女性は、公園内で枯草が燃えているのを発見し、自身の携帯電話から119番通報をしています。初期消火は、付近に居住する人が自宅にあったバケツに水を入れて、初期消火を行いました。

#### 教訓等

この火災は、小学生の少年が公園内に落ちていたライターを使い、火遊びをしたため火災になったものです。子供の火遊びによる火災を防ぐためには、ライターやマッチは子供の手の届かないところに保管し、日頃から火災の恐ろしさや、火の取扱いについて教育することが大切です。

なお、今回のライターがチャイルドレジスタンス機構（以下「CR」という。）を備えていたかは不明ですが、平成23年9月27日以降、消費生活用製品安全法施行令の一部改正により、幼児の火遊びによる事故を防ぐため、CRを備えていないライターや幼児が興味を引くようなおもちゃ型のライター（ノベルティライター）は販売できなくなりました。



写真 3-1 枯草の焼損状況



写真 3-2 使用したライターの状況